

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年六月四日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン高梁

所在地 高梁市落合町阿部一七三一―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 備中開発株式会社

住所 高梁市落合町阿部一七〇〇番地

代表者の氏名 代表取締役 仲田 泰彦

3 変更事項

（変更前）

(1) 駐車場の位置及び収容台数 五百四十一台

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

(5) 駐車場の自動車の出入口の数 十一箇所

（変更後）

(1) 駐車場の位置及び収容台数 六百八十五台

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時十五分まで

(5) 駐車場の自動車の出入口の数 二十箇所

4 変更年月日

(1) 駐車場の位置及び収容台数並びに駐車場の自動車の出入口の数
平成十七年一月二十八日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯
平成十六年六月二十日

二 届出年月日

平成十六年五月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十六年六月四日から平成十六年十月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び高梁地方振興局総務振興部総務振興課